

宝塚市告示第 190 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第 3 項の規定によりこれを告示する。

令和 8 年(2026 年)10 月 27 日

宝塚市長 森 臨 太 郎

1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和 8 年 11 月 1 日

2 特定収納事務に係る歳入等

次に掲げる科目に区分される歳入のうち、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）12 条の 2 の 21 の規定に基づく符号が記載された納入通知書により納付されるもの。

- （1） 分担金
- （2） 負担金
- （3） 使用料
- （4） 手数料
- （5） 財産収入
- （6） 寄附金
- （7） 諸収入
- （8） 歳入歳出外現金
- （9） 歳出戻入金
- （10） 後期高齢者医療保険料
- （11） 介護保険料